

個人情報ファイル簿

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 国民年金システム | |
| 行政機関等の名称 | 久御山町長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 民生部 国保健康課 国保医療係 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 国民年金の法定受託事務及び協力・連携事務を行うために利用する。 | |
| 記録項目 | 1 個人コード、2 世帯コード、3 混合世帯コード、4 基礎年金番号、5 被保険者名、6 生年月日、7 年齢、8 性別、9 電話番号、10 住所、11 被保険者種別、12 得喪状況、13 転入出記録、14 免除種別・理由、15 保険料種別、16 住民区分等、17 国内協力者情報、18 他手帳番号、19 資格記録、20 付加記録、21 産前産後免除情報、22 免除情報、23 基礎年金番号通知書再交付申請情報、24 不在記録、25 追納記録、26 世帯員数（除票者を除く）、27 世帯主（氏名、生年月日、性別） | |
| 記録範囲 | 異動届、交付申請、免除申請を行った者 | |
| 記録情報の収集方法 | 本人の申告 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | 日本年金機構 | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 久御山町 民生部 国保健康課 (所在地) 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等 | 国民年金法第 14 条の 2 | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル) |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | (実施なし) | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | (実施なし) | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | (実施なし) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | (実施なし) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | (実施なし) | |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 | 含まない | |
| 備 考 | — | |